

令和6年5月27日
みどり33推進担当部
公園緑地課

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例

1 改正理由

多摩川玉堤広場のスポーツ施設については、土日祝日の予約抽選受付のオンライン化を予定している。

については、予約システムを導入すると共に、引き続き適切な施設運営を行うため、条例の見直しを行い、既存の手続き等を明文化する必要があることから、大田区と調整のもと、以下の通り世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する。

2 予約システム概要

別紙1の通り

3 改正内容

(1) 第4条

施設を使用しようとする場合は、申請が必要な旨を明記する。

(2) 第5条

使用の不承認について規定する。

(3) 第6条

偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたことが判明したとき、承認を取り消しできる規定を追加する。

(4) 第14条

区や、区の後援を受けた団体等が行事等を行う場合に、他の利用者に優先して施設を使用できる旨を規定する。

(5) その他文言の修正、規定の順番の変更及び条文を引用している箇所の修正を行う。

4 新旧対照表

別紙2のとおり

5 施行予定日

規則で定める日

6 今後のスケジュール

令和6年6月 第2回区議会定例会（議案提出）

オンライン予約システム「いつでも貸館」について

1 経緯

多摩川玉堤広場スポーツ施設の土日祝の予約抽選受付をオンライン化するにあたり、令和5年度、多摩川緑地広場管理公社・大田区と共に、東京都デジタルサービス局による「行政手続のデジタル支援事業」を活用し、検討を行った。

機能面や費用面から、オンライン予約システム「いつでも貸館」を導入することとし、令和6年12月の運用開始に向けて調整を行っている。

2 システム概要

- (1) 名称 いつでも貸館
- (2) 開発元 株式会社パストラレ（東京都中野区本町2-54-13）
- (4) 導入実績 200件以上
- (4) 使用する主な機能
 - ① 利用者登録
 - ② 抽選申込
 - ③ 抽選処理
 - ③ 抽選結果メール通知

3 予算措置（多摩川緑地広場管理公社の令和6年度予算にて対応）

初期費用	: 6, 262千円
運用サービス費用	: 634千円（52, 800円×12か月）
合計	: 6, 896千円

4 スケジュール（予定）

令和6年6月までに、デジタル庁によるマイナンバーカードを利用した本人確認アプリ「認証スーパーアプリ」がリリースされ、予約システム「いつでも貸館」に「認証スーパーアプリ」と連携した本人認証機能が搭載されることを前提とする。

令和6年	7月下旬	多摩川緑地広場管理公社にて契約締結
	7～10月	検証作業
	11月中旬	利用者向け周知開始
	12月中旬	利用者登録申請受付開始
令和7年	2月22日	令和7年4月分予約抽選申込受付開始（～2月28日）
	3月中旬	令和7年4月利用分当選結果通知
	4月 5日	システムによる当選者の施設利用開始

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立多摩川玉堤広場条例 昭和53年11月30日条例第44号</p>	<p>○世田谷区立多摩川玉堤広場条例 昭和53年11月30日条例第44号</p>
<p>改正</p> <p>昭和61年3月29日条例第21号 平成3年3月13日条例第15号 平成5年3月12日条例第27号 平成7年3月10日条例第21号 平成7年11月15日条例第70号 平成17年9月29日条例第67号 <u>令和6年6月21日条例第 号</u></p>	<p>改正</p> <p>昭和61年3月29日条例第21号 平成3年3月13日条例第15号 平成5年3月12日条例第27号 平成7年3月10日条例第21号 平成7年11月15日条例第70号 平成17年9月29日条例第67号</p>
<p>世田谷区立多摩川玉堤広場条例 (目的及び設置)</p>	<p>世田谷区立多摩川玉堤広場条例 (目的及び設置)</p>
<p>第1条 区民の憩いの場を確保するとともに、健康の増進を図るため、東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号先に世田谷区立多摩川玉堤広場(以下「広場」という。)を設置する。</p>	<p>第1条 区民の憩いの場を確保するとともに、健康の増進を図るため、東京都世田谷区玉堤一丁目5番1号先に世田谷区立多摩川玉堤広場(以下「広場」という。)を設置する。</p>
<p>(施設)</p>	<p>(施設)</p>
<p>第2条 広場には、次に掲げる施設を設ける。</p>	<p>第2条 広場には、次に掲げる施設を設ける。</p>
<p>(1) 少年野球場 (2) 庭球場 (3) サッカー場</p>	<p>(1) 少年野球場 (2) 庭球場 (3) サッカー場</p>
<p>(使用料)</p>	<p>(使用料)</p>
<p>第3条 広場の使用料は、別表のとおりとする。</p>	<p>第3条 広場の使用料は、別表のとおりとする。</p>
<p>(使用<u>の承認等</u>)</p>	<p>(使用)</p>
<p>第4条 施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、<u>区長に申請し、使用</u>の承認を受けなければならない。</p>	<p>第4条 施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、<u>区長</u>の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 区長は、<u>前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することがで</u></p>	<p>2 区長は、管理上<u>支障があると認めるときは、施設の使用を承認し</u></p>

改正後	改正前
<p><u>きる。</u></p> <p><u>(使用の不承認)</u></p> <p><u>第5条 区長は、前条第1項の規定により申請した者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しない。</u></p> <p><u>(1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 営利を目的とするものであるとき。ただし、施設の使用状況に余裕があり、かつ、特別な理由があると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(4) 管理上支障があるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消等)</u></p> <p><u>第6条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。</u></p> <p><u>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたことが判明したとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>(使用料の納付)</u></p>	<p><u>ない。</u></p> <p><u>(使用の条件)</u></p> <p><u>第5条 区長は、施設の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</u></p> <p><u>(使用料の納付)</u></p>

改正後	改正前
<p>第7条 庭球場及びサッカー場の使用の承認を受けた者は、規則の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p>	<p>第6条 庭球場及びサッカー場の使用の承認を受けた者は、規則の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p>
<p>(使用料の不還付)</p>	<p>(使用料の不還付)</p>
<p>第8条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p>	<p>第7条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p>
<p>(使用料の免除)</p>	<p>(使用料の免除)</p>
<p>第9条 区長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p>	<p>第8条 区長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p>
<p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>	<p>(使用権の譲渡等の禁止)</p>
<p>第10条 施設の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>	<p>第9条 施設の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。</p>
<p>(特別の設備等)</p>	<p><u>(使用の制限)</u> 第10条 <u>区長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。</u> <u>(1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。</u> <u>(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</u> <u>(3) 管理上支障があるとき。</u></p>
<p>第11条 広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、広場に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>第11条 広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、広場に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>(原状の回復)</p>	<p>(原状の回復)</p>
<p>第12条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第6条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。</p>	<p>第12条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。</p>
<p>(損害の賠償)</p>	<p>(損害の賠償)</p>

改正後	改正前
<p>第13条 使用者は、広場の施設等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の一部又は全部を免除することができる。</p>	<p>第13条 使用者は、広場の施設等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の一部又は全部を免除することができる。</p>
<p>(優先使用)</p> <p>第14条 <u>区長は、第4条の規定にかかわらず、特に必要と認める場合は、他に優先して施設を使用し、使用させることができる。</u></p>	<p>(委任)</p>
<p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和53年12月規則第60号で、同53年12月1日から施行)</p> <p>付 則 (昭和61年3月29日条例第21号)</p> <p>1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (平成3年3月13日条例第15号)</p> <p>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月12日条例第27号)</p> <p>この条例は、平成5年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月10日条例第21号)</p> <p>この条例は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年11月15日条例第70号)</p> <p>この条例は、平成7年12月1日から施行する。ただし、世田谷区立多摩川玉堤広場のサッカー場の公用開始の日は、同月15日とする。</p> <p>附 則 (平成17年9月29日条例第67号)</p>	<p>第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和53年12月規則第60号で、同53年12月1日から施行)</p> <p>付 則 (昭和61年3月29日条例第21号)</p> <p>1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の東京都世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。</p> <p>付 則 (平成3年3月13日条例第15号)</p> <p>この条例は、平成3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成5年3月12日条例第27号)</p> <p>この条例は、平成5年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年3月10日条例第21号)</p> <p>この条例は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成7年11月15日条例第70号)</p> <p>この条例は、平成7年12月1日から施行する。ただし、世田谷区立多摩川玉堤広場のサッカー場の公用開始の日は、同月15日とする。</p> <p>附 則 (平成17年9月29日条例第67号)</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和6年6月21日条例第●号）</u></p> <p><u>1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。</u></p> <p>～省略～</p>	<p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>～省略～</p>